

194-0033
東京都町田市〇〇〇1-2-3

確定拠出年金 加入者資格喪失手続完了通知書

確定 次郎 様

契約 1234567
〇〇〇確定拠出プラン
企業 2345678
〇〇〇株式会社
口座番号 1234543210
確定 次郎 様

記録関連運営管理機関 0000011
日本インベスター・ソリューション・アット・テクノロジー株式会社
お問い合わせ先 XXX-XXX-XXXX

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
あなたは20YY年MM月DD日に加入者資格を喪失しましたのでご連絡申し上げます。

ご登録内容欄の記載事項は、移換手続き等で必要となる重要な項目ですので、
氏名、性別、生年月日・基礎年金番号に誤りがないことをご確認ください。
ご登録内容に誤りがあった場合、加入者資格喪失後に住所・氏名等が変更になった場合は、
同封の『加入者口座属性変更通知書』を本人確認書類と一緒にJIS&Tにご提出ください。
なお、ご住所はインターネットサービスからも変更いただけます（移換・ご資産のお受け取り
手続き前に限ります）。

移換先で書類を記入する際に必要な情報（直前の加入状況）

記録関連運営管理機関登録番号	0000011
記録関連運営管理機関名称	日本インベスター・ソリューション・アット・テクノロジー株式会社
実施事業所 名称	〇〇〇株式会社
所在地	〒123-XXXX 東京都千代田区丸の内〇-〇-〇
電話番号	03-1234-XXXX
実施事業所登録番号 （規約承認番号）	21XXXXXX
加入者資格取得年月日	YYYY年MM月DD日
通算拠出期間	YY年MMヶ月

ご登録内容 氏名	確定 次郎
性別	男
生年月日	YYYY年MM月DD日
基礎年金番号	1234567890

（移換手続きについて）

- ・あなたにお勤めになる企業に確定拠出年金がある場合は、当該企業に申し出て確定拠出年金制度に移換する手続きをとってください。
 - ・その他の場合には、個人型確定拠出年金の加入者または運用指図者となって運用を継続する手続きを行うため、個人型確定拠出年金を取り扱う運営管理機関（受付金融機関）にご連絡ください。
 - ・脱退一時金請求の要件を満たす方は、本制度から脱退することも可能です。
- ※詳細については同封の「資格喪失時のお手続きのご案内」をご参照ください。

以上

●資格喪失年齢を61歳～75歳の間に定めている規約において60歳以降に加入者資格を喪失された方の場合、
（移換手続きについて）の内容は以下となります。

- ・あなたにお勤めになる企業に確定拠出年金がある場合は、当該企業に申し出て確定拠出年金制度に移換する手続きをとってください。
- ・個人型確定拠出年金の加入者または運用指図者となって運用を継続する手続きを行うため、個人型確定拠出年金を取り扱う運営管理機関（受付金融機関）にご連絡ください。
- ・脱退一時金請求の要件を満たす方は、本制度から脱退することも可能です。

※詳細については同封の「資格喪失時のお手続きのご案内」をご参照ください。